

3. 審議事項

(2) 個別占用案件の審議【審議資料2】

【中間報告】

- ①第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）
- ②猪名川緑地（池田市）

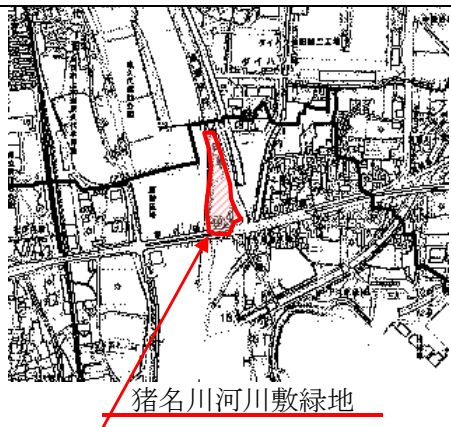
個別占用案件のカルテ（中間報告）

①第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K
----	-------	------	----	------	-----	----	-------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図			現況写真		
現在の利用形態	園路：自転車道 幅員 3.0m 延長 501.0m 便益施設：ベンチ 8 基 進入路 幅員 4.0m 延長 55.0m 広場：芝生広場 8,520 m ²				
占用面積	10,243.64 m ²		付帯施設等	特になし	
許可の経緯	<当初許可>昭和 52 年 8 月 26 日 <前回更新許可>平成 29 年 3 月 1 日 <許可期限>令和 3 年 12 月 31 日		利用者数 ・ 団体数	自由利用のため、利用者数は把握しておりません。また、団体利用申請もございません。	
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地				
周辺の土地利用の状況	・ 占用地は都市緑地の猪名川河川敷緑地として位置付けられており、堤防上の県道伊丹池田線を挟んだ隣接する堤内地は、自動車工場の敷地となっております。 ・ 上流側は池田市域であり、下流側には国道 171 号の軍行橋と接しています。 ・ 占用区域と河川側との間は河川敷内通路があり、河川側には若干の河川植生が残っています。				
関連諸計画における占用地の位置付け	・ 総合計画では、河川、水路、池、緑地、ビオトープなどについて、そのネットワーク化を推進するとともに、多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と維持管理に努めるとしている。 ・ みどりの基本計画では、自然環境との共生、また生物多様性の保全を目指して、昆陽池公園や伊丹緑地、猪名川等を生態系ネットワークの骨格として位置付けている。 ・ また、猪名川・武庫川の両河川は貴重な潤いあるみどりのオープンスペースであり、かつ生き物の生息環境となっている都市施設緑地として位置付け、生物多様性保全に配慮し、維持・継承するとしている。				
その他特記事項					

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8. 0K
----	-------	------	----	------	-----	----	--------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初の緑のマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) 管理主体は伊丹市である。自由広場と位置づけて多くの方に利用していただくことを目的としているが、ゴルフ・野球・サッカー他、他人のめいわくとなる行為は禁止している。		
	(不法占用) 現在、不法占用物は存在しない。巡回等でそのような物が発見された場合は、張り紙等で所有者に撤去を求めるとともに、一定期間（1 ヶ月を基準）を過ぎても放置されている場合は公園管理者の権限で撤去処分若しくは一時保管を行う。		
	(維持管理計画) 公園管理者によって、年2回(6月及び11月頃)の除草作業を実施する。		
利用状況	(利用者・利用ルール) これまでの池田市の少年野球チームの不法占用以外に独占的な利用報告はなく、元来の目的で草地の自由広場として利用されている。		
	(駐車場) 現在、駐車場はない。一部の利用者からは設置要望があるが、現状の利用や維持管理の観点からはその必要性はないと考えている。		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 公園管理者によって、年2回(6月及び11月頃)の除草作業を実施している。		
	(環境意識の啓発) 毎年7月に河川一斉清掃の一環として、ゴミ集めを行政・地域住民等が共同で実施し、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。チガヤなど河川自然植生の回復にも努めているところである。		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8. 0K
----	-------	------	----	------	-----	----	--------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図		管理体制		
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8. 0K
----	-------	------	----	------	-----	----	--------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		- 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 - 植生は、河岸の大部分がツルヨシ群集によって占められており、場所によりジャヤナギーアカメヤナギ群集やセイバンモロコシ群落が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、フジバカマが確認されている。 - 鳥類は、ツルヨシ群集などの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、水域ではカイツブリが多い。重要種は、カイツブリ・ササゴイ・コサギ・ハヤブサ・イカルチドリ・ヒバリ・イソヒヨドリ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 - 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ヌマガエル・ウシガエル・ミシシippアカミガメ・ヌートリア・イタチ属、低茎草地でニホンマムシ、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・アマガエル・ニホンカナヘビが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミが確認されている。 - 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、比較的流れのある環境を好むオイカワ・カワムツ・カワヨシノボリの個体数が多い。さらに、多くないものの水産上重要種であるアユの生息も確認されている。重要種は、ヤリタナゴ・アブラハヤ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリが確認されている。 - 底生動物は、アメリカツノウズムシ・カワリヌマエビ属・ウデマカリコカゲロウ・オオシマトビケラ・アシマダラブユ属などの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・ヨコミゾドロムシが確認されている。 - 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではギンヤンマ・コフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシが確認されている。
自然環境上重要な場所		- 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・セイタカヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 - 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 - ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 - 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・フジバカマ(植物)の生育環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	- 水域までの距離: 約 20m - 水際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした抽水植物帯から成る。 - 当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられる。
	水面との 高低差	約 2～3m

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8. 0K
----	-------	------	----	------	-----	----	--------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【H28 年度第 2 回委員会の意見】

- ・草刈の高さ、野生群落再生に配慮すること。

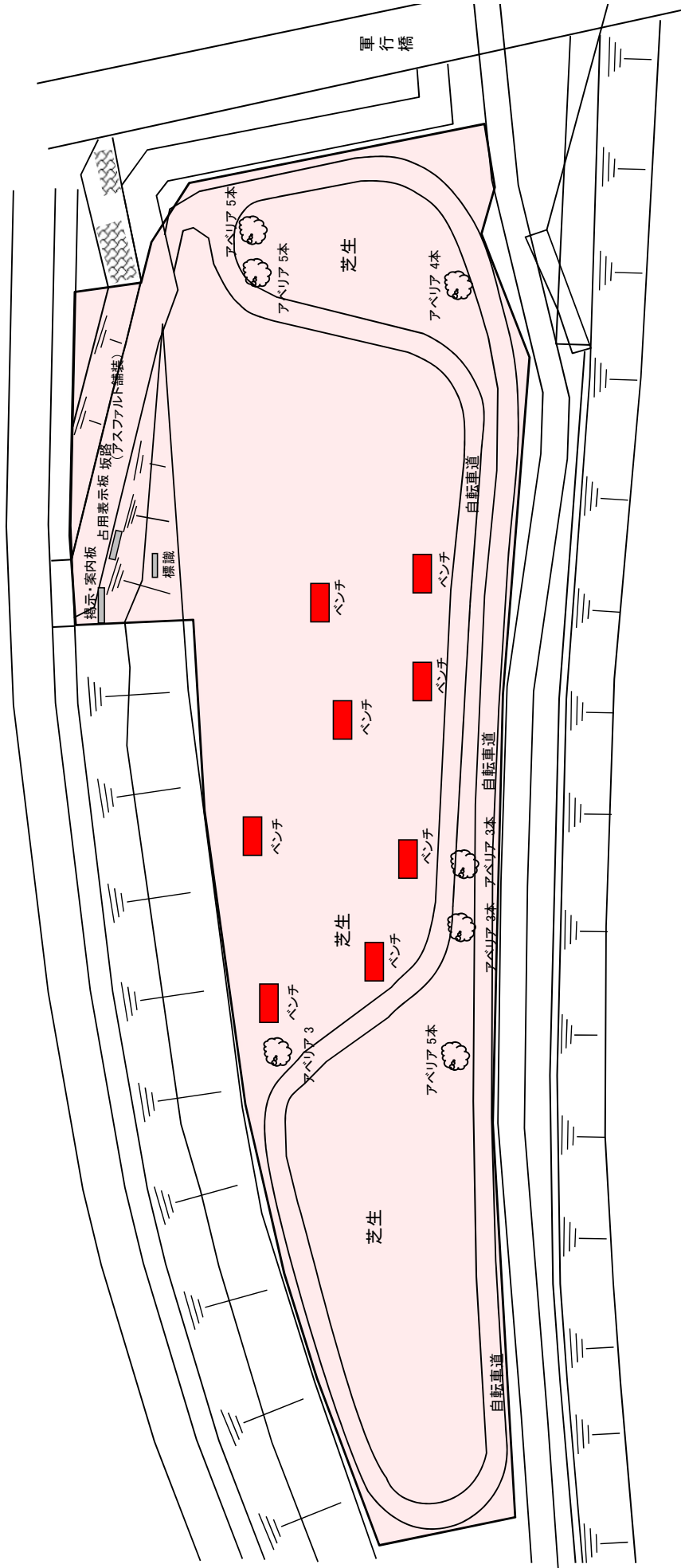
6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

【前回許可更新】

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は 5 年とした (H29. 3. 1～H33. 12. 31)

平面図



占用区域

施設名	数量	単位	備考
自転車道	1503	m ²	
進入路	220	m ²	
アペリア	30	本	
芝生	8520	m ²	
占用表示板	1	基	
標示・案内板	1	基	
標識(危険防止立て札)	1	基	
ベンチ	8	基	

中間報告

施設名： 第1号猪名川河川敷緑地

現 況 写 真

占用区域全景(下流から上流を望む)(左岸)



ベンチ(左岸)



占用区域全景(上流から下流を望む)(左岸)



中間報告

施設名： 第1号猪名川河川敷緑地

現 況 写 真

利用ルール、啓発看板設置状況



取組状況報告書 第1号猪名川河川敷緑地(伊丹市) 【中間報告時】

番号	前回委員会の意見 (H28年度第2回)	許可時の市の回答 (H29年3月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草刈りの高さ、野生群落再生に配慮すること。	草刈りの高さ、野生群落再生に配慮し、維持管理に努めてまいりたい。	草刈りの高さ、野生群落再生に配慮し、適切な維持管理に努めている。		

河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている。	△	外来種対策に取り組まれたい。	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている。	○	大部分が草地となっており、連続性が確保されている	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない ー: 該当する工作物がない	○	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルト使用している。	△	舗装路があることは是非や構造変更について検討されたい。	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	適宜注意看板等を設置している。	○	利用ルールと合わせた啓発看板は設置されている。	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	猪名川カーン作戦に参加する地元団体(自治会、企業名等)にゴミ回収など協力し、自然環境保全に取り組んでいる	○	河川愛護活動への協力は行われている。	

河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の利用と責任 C	利用形態 C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	河川の高水敷の草地である。	×	自由使用の草地ではあるが、河川内にあることを活かした工夫について検討されたい。	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	×	自由利用であり、把握はしていない。	×	自由利用ではあっても、実測等による利用状況の把握については努められたい。	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	緑地内への自転車・単車の乗り入れ禁止、ゴルフの禁止等、利用上のルールを定めている。	○	利用上のルールが定められている。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	△	適宜、注意看板を設置している	△	利用ルールについては看板が設置されている。	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない。	○	自由利用により使用されている。	
駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	-	駐車場はない	-	駐車場はない	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	-	駐車場の計画がない	-	駐車場の計画はない	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	×	適宜巡回を実施し、市民からの通報があった時には現地に行き不法投棄や破損等の対応を行っている。	×	伊丹市により適正な管理が実施されている。	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	年に2回の除草(6月及び12月頃)、点検を行い、施設を適正に管理している	○	除草、点検等管理計画による適正な管理は行われている。	
	不法占用 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	現在、不法占用物件はない	○	適正に管理されている。	

許可書

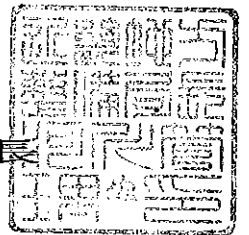
住所

氏名 伊丹市

平成29年1月13日付け伊市環公第626号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（第1号猪名川河川敷緑地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 3月 8日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

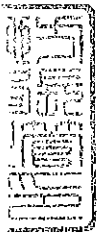
- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園(緑地)
- 3 場所 伊丹市下河原字西ノ倉403, 409, 410番地先
(左岸8.0km付近)
- 4 工作物の名称
又は種類 第1号猪名川河川敷緑地
- 5 工作物の構造
又は能力
 - 自転車道 幅員3.0m 延長501.0m
 - 路盤 厚さ10cm 粗粘土 厚さ5cm
 - 進入路 幅員4.0m 延長55.0m
 - 路盤 厚さ10cm 粗粘土 厚さ20cm
 - 修景施設
 - 植栽 アベリア30本
 - 芝生(野芝) 8,520㎡
 - 管理施設
 - 揭示板 案内板 1基
 - 標識 危険防止立て札 1基
 - 便益施設
 - ベンチ 8基
- 6 工期 _____
- 7 占用面積 10,243.64㎡
- 8 占用期間 平成29年 3月 1日から平成33年12月31日まで





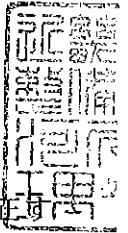
9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~その許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~その許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~その許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれ



らの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) ~~その許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~その許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~その許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、その許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (21) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう



取り組むこと。

(22) この許可に係る工作物の内、便益施設(ベンチ)を改築するときは可搬式のものとすること。



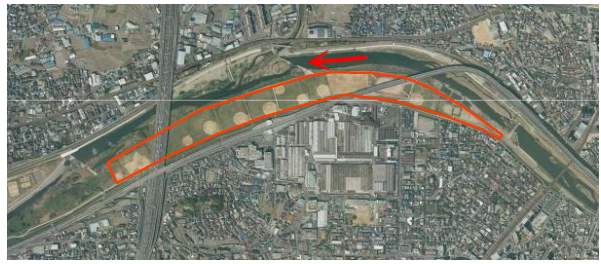
個別占用案件のカルテ（中間報告）

②猪名川緑地（池田市）

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8 k +50m～10.2 k +50m
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真		
現在の 利用形態	園路 4 5 m、児童遊園地 1 箇所、少年野球場 2 箇所、一般野球場 3 箇所、ソフトボール場 3 箇所、 サッカー場 1 箇所、多目的広場 2 箇所、陸上競技場 1 箇所 便所 7 基、ベンチ 9 0 脚、階段 9 箇所、管理施設 1 式、広域避難地看板 2 基、道路反射鏡 1 基				
占用面積	1 3 0 , 3 2 9 . 7 8 m ²		付帯施設 等	移動式便所、サッカーゴール、ダッグアウト、 バックネット、ファールポール、ベンチ、遊具施設	
許可の経緯	<当初許可> 昭和 4 1 年 3 月 3 1 日 <前回更新許可>平成 2 9 年 4 月 1 日 <許可期限> 平成 3 4 年 3 月 3 1 日		利用者数 ・ 団体数	平成 2 6 年度 9 3 , 4 4 0 人 平成 2 7 年度 1 3 5 , 7 3 0 人 平成 2 8 年度 1 2 5 , 6 4 4 人 平成 2 9 年度 1 1 7 , 6 7 8 人 平成 3 0 年度 6 3 , 4 7 6 人	
堤内地・ 堤外地	堤外地				
周辺の 土地 利用 の 状況	・堤外地においては、河川側は占用区域との間に河川敷内通路があるが雑草が茂った状態となっており、上流側・下流側ともに草むらと河川敷内通路が続いている。 ・右岸側の堤外地には、川西市が管理する都市公園東久代公園が隣接している。 ・隣接する堤内地は、上流側は第 1 種中高層住居専用地域、中央は工業地域・準工業地域、下流側は第 1 種住居地域・第 2 種住居地域及び第 1 種中高層住居専用地域となっている、民家の他ダイハツ工業の池田工場やゴミ焼却場、阪神高速道路等が隣接している。				
関連諸計画 における 占 用地 の 位置 付け	北部大阪都市計画緑地第 2 0 4 - 2 号猪名川緑地 公園種別：運動公園 当初計画決定年：昭和 4 4 年 計画区域面積：2 5 . 6 ha 池田市地域防災計画：広域避難地 池田市総合計画：猪名川緑地は緑と清流に囲まれた運動公園として、河川敷の自然環境に配慮した整備・充実に努める。				
その他 特記事項	・市街地における交通量の増加及び住宅の密集化等が急速に進んだ事により、自然環境に恵まれた憩いの場の設置を要望する声が高まった事を受け、昭和 4 1 年 3 月当該地に市民野球場として整備した。 ・昭和 4 4 年以降、市民の健全なレクリエーションの場とすべく、都市計画緑地として継続的に事業を進め、現在、都市計画緑地計画区域 2 5 . 6 ha の内 2 3 . 6 ha を開設し、野球場・ソフトボール場・サッカー場・多目的広場等を設置し、市民の体力向上とスポーツ振興と憩いの場として市民の利用の用に供している。 ・近年の冠水実績として、平成 3 0 年 7 月 5 日～6 日にかけて発生した豪雨の影響により、広範囲に冠水し、災害復旧事業により施設復旧を実施している。				

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8 k +50m～10.2 k +50m
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) ・類似する施設として、五月山体育館（北東約1.8km）や夫婦池テニスコート（東約1.5km）を設置しているが、猪名川緑地と同様に屋外スポーツを行える施設は土地の確保が困難であり、設置は難しい。		
	(必要性) ・許可を受けた当初と変わらず、現在も市民の健全なレクリエーションの場、青少年のスポーツ活動の場としてのニーズが非常に高い。 ・総合計画や池田市地域防災計画の中でも、市街地の貴重なオープンスペースとして、緑と清流に囲まれた運動公園、災害時の広域避難地として位置付けており、恒久的な占用を行っていきたいと考える。		
管理状況	(施設管理) ・指定管理者として（一財）池田みどりスポーツ財団を指定。（指定期間：平成31年度から1か年） ・公園管理事務所に職員が常駐し運動施設及び利用者の管理を行っている。 ・運動施設の利用方法は池田市都市公園運動施設条例及び施行規則に定めている。 ・利用者に対しては使用許可の際に「利用の手引き」により利用上の注意を行うとともに、巡回パトロールを行い、違反者に対して注意・指導を行っている。		
	(不法占用) 不法占用は発生していない。		
	(維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・池田市教育委員会が認める社会体育団体は年間を通して大会等の利用調整を行っている。 ・スポーツ施設情報システム（名称「オーパス」）により利用予約・抽選を行い、一般利用について公平性を確保している。（前月1～11日予約期間、12日抽選、13～19日利用申請期間、20日以降随時先着受付）		
	(駐車場) 堤内地において、隣接する阪神高速道路の高架下に収容台数105台の駐車場を設置している。 土日祝は駐車場が満車状態である為、近接するダイハツ工業の職員専用駐車場を臨時的に借用している。		
前回審議の 意見	別紙のとおり		前回審議の 意見の対応 別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 指定管理者が週2回（月・金）河川敷内のゴミ回収を行っている。 また、市の呼びかけに応じ、地元自治会・子供会・老人会等が年2回ボランティア清掃を実施している。 グラウンド等の除草を行う際は、グラウンド外については除草回数を減らし、自然環境に対し、配慮している。		
	(環境意識の啓発) 飛来する水鳥について自然観察インストラクターがわかりやすく解説する観察会を実施し、環境意識の啓発を図っている。		
安全への 配慮	河川冠水時対策として、工作物の点検整備と施設撤去訓練を年1回実施している。		

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8 k +50m～10.2 k +50m
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図		管理体制		
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8 k +50m～10.2 k +50m
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		- 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまり・湛水域などの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 - 植生は、河岸の水際部でツルヨシ群集やジャヤナギーアカメヤナギ群集、セイタカヨシ群落が発達している。植物の重要種は、カワデシャ、ミコシガヤ、ノコンギクが確認されている。 - 鳥類は、ツルヨシ群落やセイタカヨシなどの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カイツブリ・コサギ・オオバン・カワセミ・ササゴイ・コサギ・ヒバリ・ハクセキレイ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 - 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ニホンイシガメ・ウシガエル・ヌートリア・イタチ属、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・トノサマガエルが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミ・ニホンイシガメ・ニホンスッポンが確認されている。 - 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、流れのある環境ではカマツカ・アユ・アブラハヤの個体数が多い。湛水域ではドジョウ・ギギ・ナマズ・ミナメダカ・タモロコ等が確認されている。重要種は、アユ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリ・スジシマドジョウ・シマドジョウ・ミナメダカ・ニホンウナギが確認されている。 - 底生動物は、ヌマエビ属・オオシマトビケラなどの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・キイロサナエ・アオサナエ・コオイムシ・ヨコミゾドロムシ・ヒラマキムズマイマイが確認されている。 - 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではコフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシ・セスジイトトンボ・アキアカネ・ムスジイトトンボが確認されている。
自然環境上重要な場所		- 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・セッカ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 - 湛水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 - 水際の攪乱を受けるような場所はカワデシャ(植物)・ミコシガヤ(植物)の生育環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	- 水域までの距離: 約 10～80m - 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帯やオギ・セイタカヨシを中心とした湿性植物帯から成る。 - 当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する。
	水面との 高低差	約 2～3m

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8 k +50m～10.2 k +50m
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【H28 年度第 2 回委員会の意見】

- ・ 今後、施設を設置する際は自然や河川利用に配慮した工法を検討すること。
- ・ 花壇を野生群落再生の場所として活用すること。
- ・ 南多目的広場の跡地について、引き続き自然に配慮した利用を検討すること。
- ・ グラウンド利用者が低水敷を運動グラウンドとして使用することのないよう、配慮していただきたい。

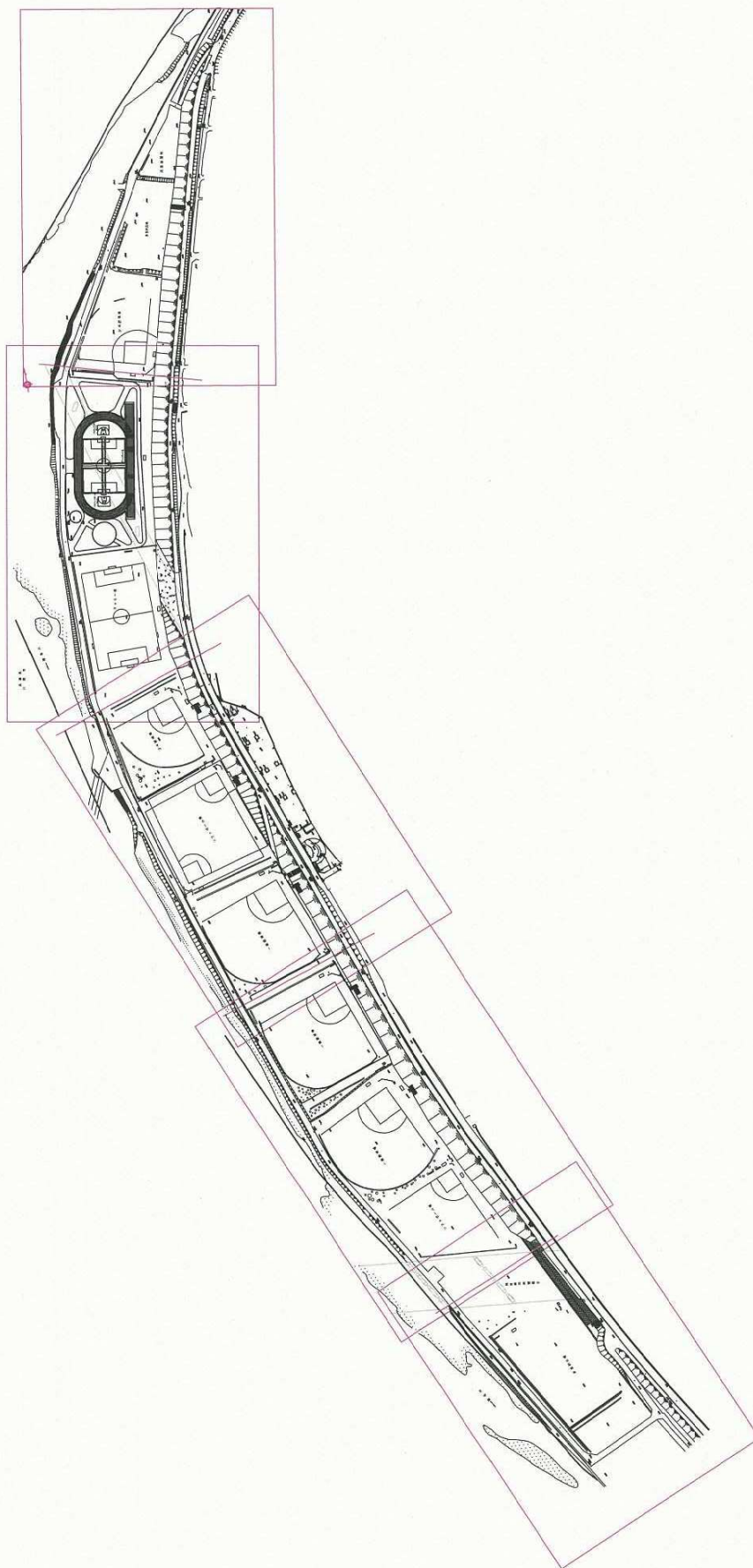
6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

【前回更新許可】

- ・ 更新を許可した。
- ・ 許可期間は 5 年とした (H29.4.1～H34.3.31)

占用平面图



公 司 名 称	第204-2号 德名川铁路站
图 面 号 数	2
图 面 名 称	全 体 图
缩 尺	1:2500
作 成 日	平成20年3月

① ② ③ ④ ⑤

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

名称	面積
運動施設	127,165.190
観覧席	297,570
スロップ	2,517,000
排水管	92,618
給水管	3,050
広域遊憩地看板	1,560
合計	130,329.78

公園名	第204-2号 第1川緑地
図面番号	4-5
図面名称	占拠区域図
縮尺	1:500
作成日	平成29年3月

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

区画	W	L	面積
A	50.00	15.00	750.00
B	50.00	15.00	750.00
C	50.00	15.00	750.00
D	50.00	15.00	750.00
E	50.00	15.00	750.00
F	50.00	15.00	750.00
G	50.00	15.00	750.00
H	50.00	15.00	750.00
I	50.00	15.00	750.00
J	50.00	15.00	750.00
K	50.00	15.00	750.00
L	50.00	15.00	750.00
M	50.00	15.00	750.00
N	50.00	15.00	750.00
O	50.00	15.00	750.00
P	50.00	15.00	750.00
合計			9000.00

名称	W	L	面積
①	0.60	1.30	0.780
②	0.60	1.30	0.780

No	底辺	高さ	倍面積
1	14.80	2.30	11,270.00
2	24.90	2.35	11,515.00
合計			22,785.00
1/2			11,392.50

No	底辺	高さ	倍面積
1	4.88	1.74	8,142.00
2	4.68	1.77	8,283.00
合計			16,425.00
1/2			8,212.50

No	底辺	高さ	倍面積
1	5.80	2.91	17,641.00
2	5.80	2.91	17,641.00
合計			35,282.00
1/2			17,641.00

No	底辺	高さ	倍面積
1	11.591	4.23	67,293.00
2	11.591	4.23	67,293.00
合計			134,586.00
1/2			67,293.00

No	底辺	高さ	倍面積
1	17.02	1.07	18,214.00
2	17.74	1.07	19,000.00
3	18.31	1.10	20,130.00
4	19.06	1.12	21,380.00
5	20.05	1.14	22,750.00
6	20.95	1.16	24,150.00
7	21.80	1.18	25,580.00
8	22.60	1.20	27,040.00
9	23.35	1.22	28,530.00
10	24.05	1.24	29,950.00
11	24.70	1.26	31,400.00
12	25.40	1.28	32,880.00
13	26.05	1.30	34,390.00
14	26.75	1.32	35,930.00
合計			989,931.00
1/2			494,965.50



No	階段	高さ	幅	作風面積
1	4.3	0.95	0.8850	
2	3.5	0.95	0.8850	
3	2.7	0.95	0.8850	
4	1.9	0.95	0.8850	
5	1.1	0.95	0.8850	
6	0.3	0.95	0.8850	
7	0.3	0.95	0.8850	
8	0.3	0.95	0.8850	
9	0.3	0.95	0.8850	
10	0.3	0.95	0.8850	
11	0.3	0.95	0.8850	
12	0.3	0.95	0.8850	
13	0.3	0.95	0.8850	
14	0.3	0.95	0.8850	
15	0.3	0.95	0.8850	
16	0.3	0.95	0.8850	
17	0.3	0.95	0.8850	
18	0.3	0.95	0.8850	
19	0.3	0.95	0.8850	
20	0.3	0.95	0.8850	
21	0.3	0.95	0.8850	
22	0.3	0.95	0.8850	
23	0.3	0.95	0.8850	
24	0.3	0.95	0.8850	
25	0.3	0.95	0.8850	
26	0.3	0.95	0.8850	
27	0.3	0.95	0.8850	
28	0.3	0.95	0.8850	
29	0.3	0.95	0.8850	
30	0.3	0.95	0.8850	
31	0.3	0.95	0.8850	
32	0.3	0.95	0.8850	
33	0.3	0.95	0.8850	
34	0.3	0.95	0.8850	
35	0.3	0.95	0.8850	
36	0.3	0.95	0.8850	
37	0.3	0.95	0.8850	
38	0.3	0.95	0.8850	
39	0.3	0.95	0.8850	
40	0.3	0.95	0.8850	
41	0.3	0.95	0.8850	
42	0.3	0.95	0.8850	
43	0.3	0.95	0.8850	
44	0.3	0.95	0.8850	
45	0.3	0.95	0.8850	
46	0.3	0.95	0.8850	
47	0.3	0.95	0.8850	
48	0.3	0.95	0.8850	
49	0.3	0.95	0.8850	
50	0.3	0.95	0.8850	
51	0.3	0.95	0.8850	
52	0.3	0.95	0.8850	
53	0.3	0.95	0.8850	
54	0.3	0.95	0.8850	
55	0.3	0.95	0.8850	
56	0.3	0.95	0.8850	
57	0.3	0.95	0.8850	
58	0.3	0.95	0.8850	
59	0.3	0.95	0.8850	
60	0.3	0.95	0.8850	
61	0.3	0.95	0.8850	
62	0.3	0.95	0.8850	
63	0.3	0.95	0.8850	
64	0.3	0.95	0.8850	
65	0.3	0.95	0.8850	
66	0.3	0.95	0.8850	
67	0.3	0.95	0.8850	
68	0.3	0.95	0.8850	
69	0.3	0.95	0.8850	
70	0.3	0.95	0.8850	
71	0.3	0.95	0.8850	
72	0.3	0.95	0.8850	
73	0.3	0.95	0.8850	
74	0.3	0.95	0.8850	
75	0.3	0.95	0.8850	
76	0.3	0.95	0.8850	
77	0.3	0.95	0.8850	
78	0.3	0.95	0.8850	
79	0.3	0.95	0.8850	
80	0.3	0.95	0.8850	
81	0.3	0.95	0.8850	
82	0.3	0.95	0.8850	
83	0.3	0.95	0.8850	
84	0.3	0.95	0.8850	
85	0.3	0.95	0.8850	
86	0.3	0.95	0.8850	
87	0.3	0.95	0.8850	
88	0.3	0.95	0.8850	
89	0.3	0.95	0.8850	
90	0.3	0.95	0.8850	
91	0.3	0.95	0.8850	
92	0.3	0.95	0.8850	
93	0.3	0.95	0.8850	
94	0.3	0.95	0.8850	
95	0.3	0.95	0.8850	
96	0.3	0.95	0.8850	
97	0.3	0.95	0.8850	
98	0.3	0.95	0.8850	
99	0.3	0.95	0.8850	
100	0.3	0.95	0.8850	

排水量			
名称	W	L	面積
給水	0.56	8.4	4.704
J	0.56	16.5	9.240

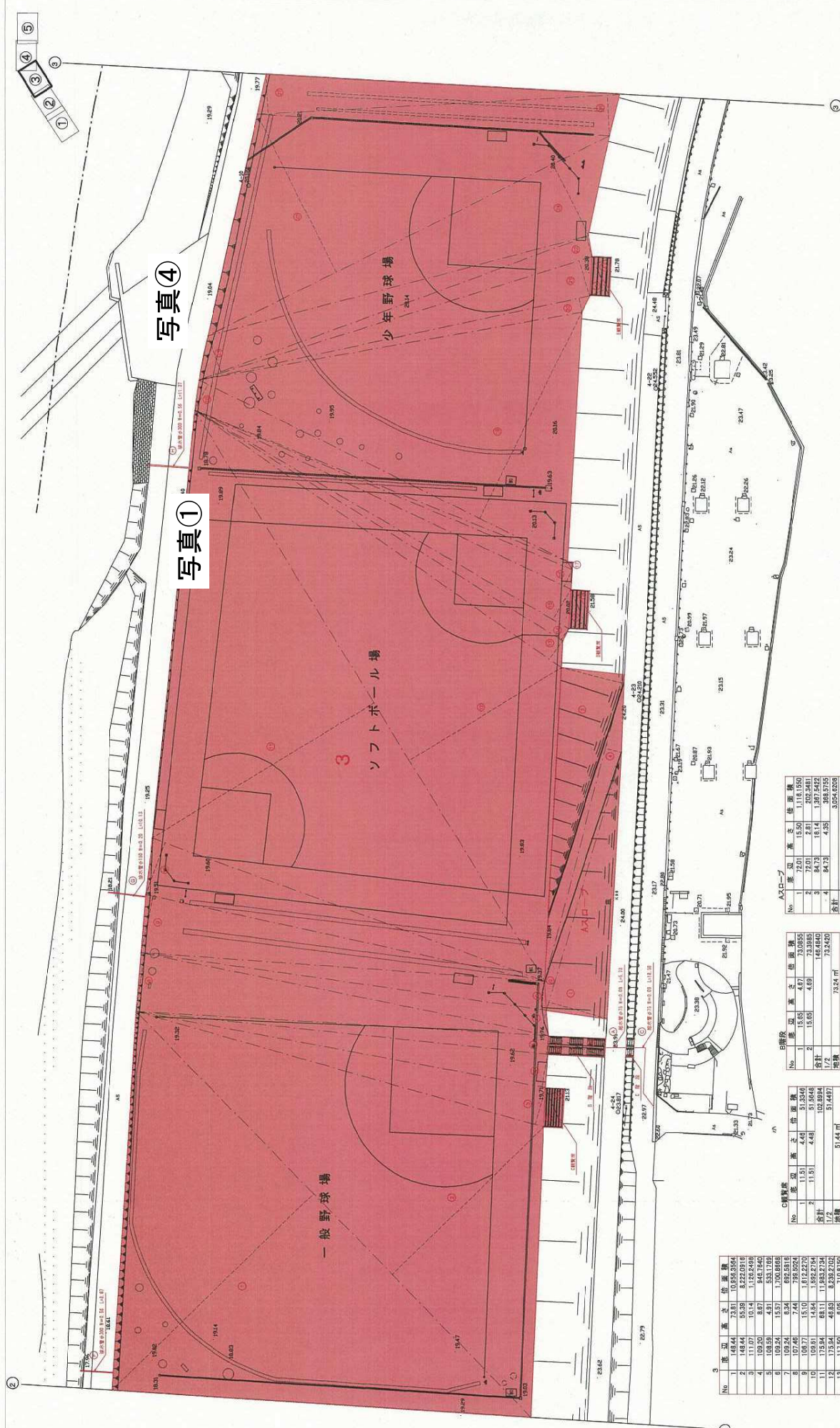
給水室			
名称	W	L	面積
給水	0.027	32.25	0.8708

排水室			
名称	W	L	面積
排水	0.90	1.30	0.7800

合計	52.98	㎡
100%	52.98	㎡

100%	52.98	㎡
------	-------	---

公 園 名	第204-2号 地名川緑地
図 面 番 号	4-4
図 面 名 称	占用区域狭小図
解 尺	1:500
作 成 日	平成29年3月



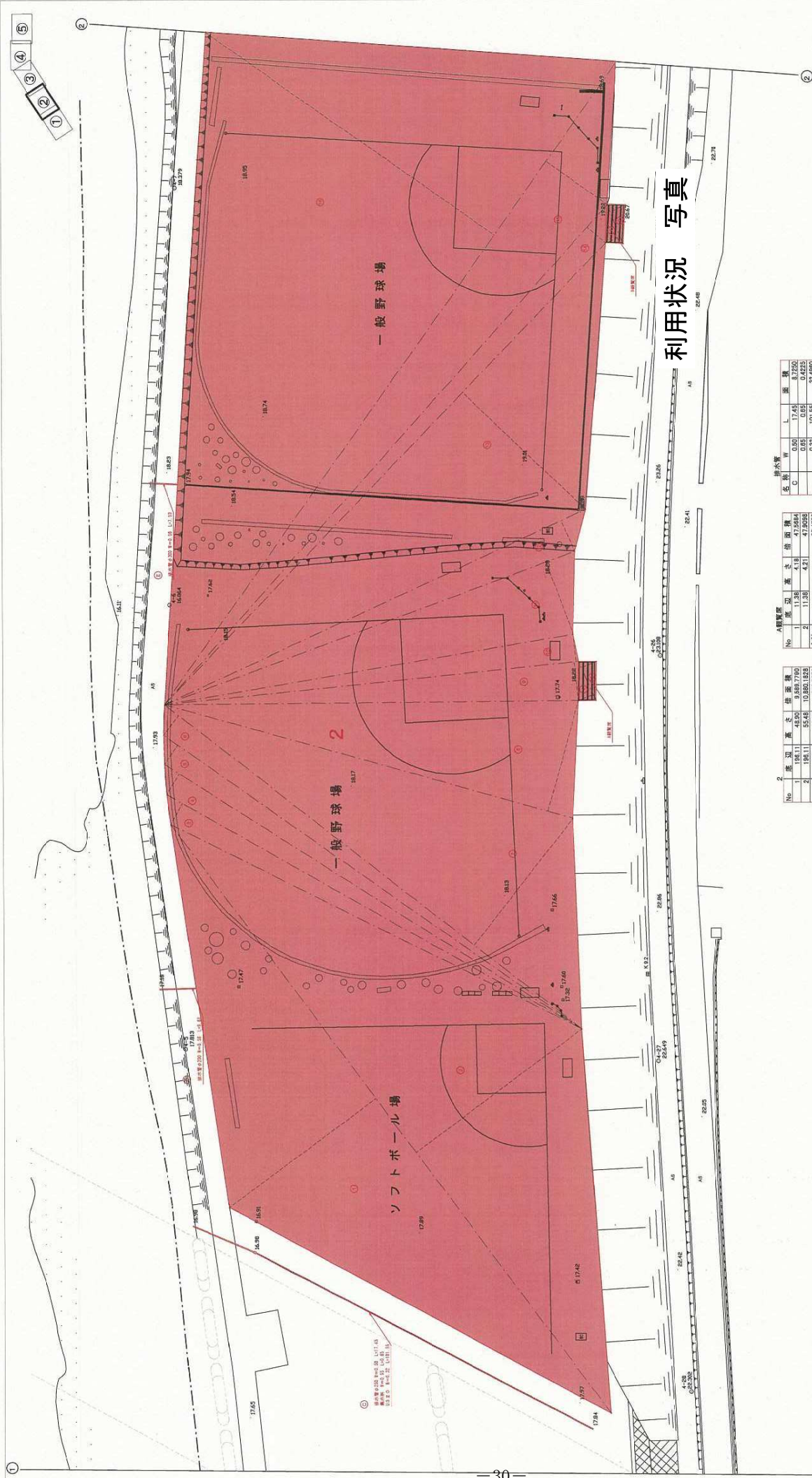
No.	区画	長さ	幅	面積
1	1	148.44	73.81	10,935.3564
2	2	148.44	58.58	8,622.0318
3	3	173.74	115.24	19,921.5706
4	4	103.20	58.15	5,992.7460
5	5	108.59	48.11	5,183.2734
6	6	109.24	15.57	1,692.8668
7	7	109.24	3.34	362.8318
8	8	109.24	1.54	167.9296
9	9	109.24	1.54	167.9296
10	10	109.24	1.54	167.9296
11	11	173.74	68.11	11,833.2734
12	12	173.74	48.83	8,483.2734
13	13	173.74	48.83	8,483.2734
14	14	113.88	3.54	403.1352
15	15	113.73	9.17	1,042.0041
16	16	109.34	4.78	522.4452
17	17	109.34	4.78	522.4452
18	18	109.34	4.78	522.4452
19	19	109.34	4.78	522.4452
20	20	109.34	4.78	522.4452
21	21	109.34	4.78	522.4452
22	22	109.34	4.78	522.4452
23	23	109.34	4.78	522.4452
24	24	109.34	4.78	522.4452
25	25	109.34	4.78	522.4452
26	26	109.34	4.78	522.4452
27	27	109.34	4.78	522.4452
合計				35,084.25 m ²
1/2				

No.	区画	長さ	幅	面積
1	1	11.51	4.48	51.3548
2	2	11.51	4.48	51.3548
合計				102.7096
1/2				51.3548

No.	区画	長さ	幅	面積
1	1	15.85	4.67	73.0855
2	2	15.85	4.67	73.0855
合計				146.1710
1/2				73.0855

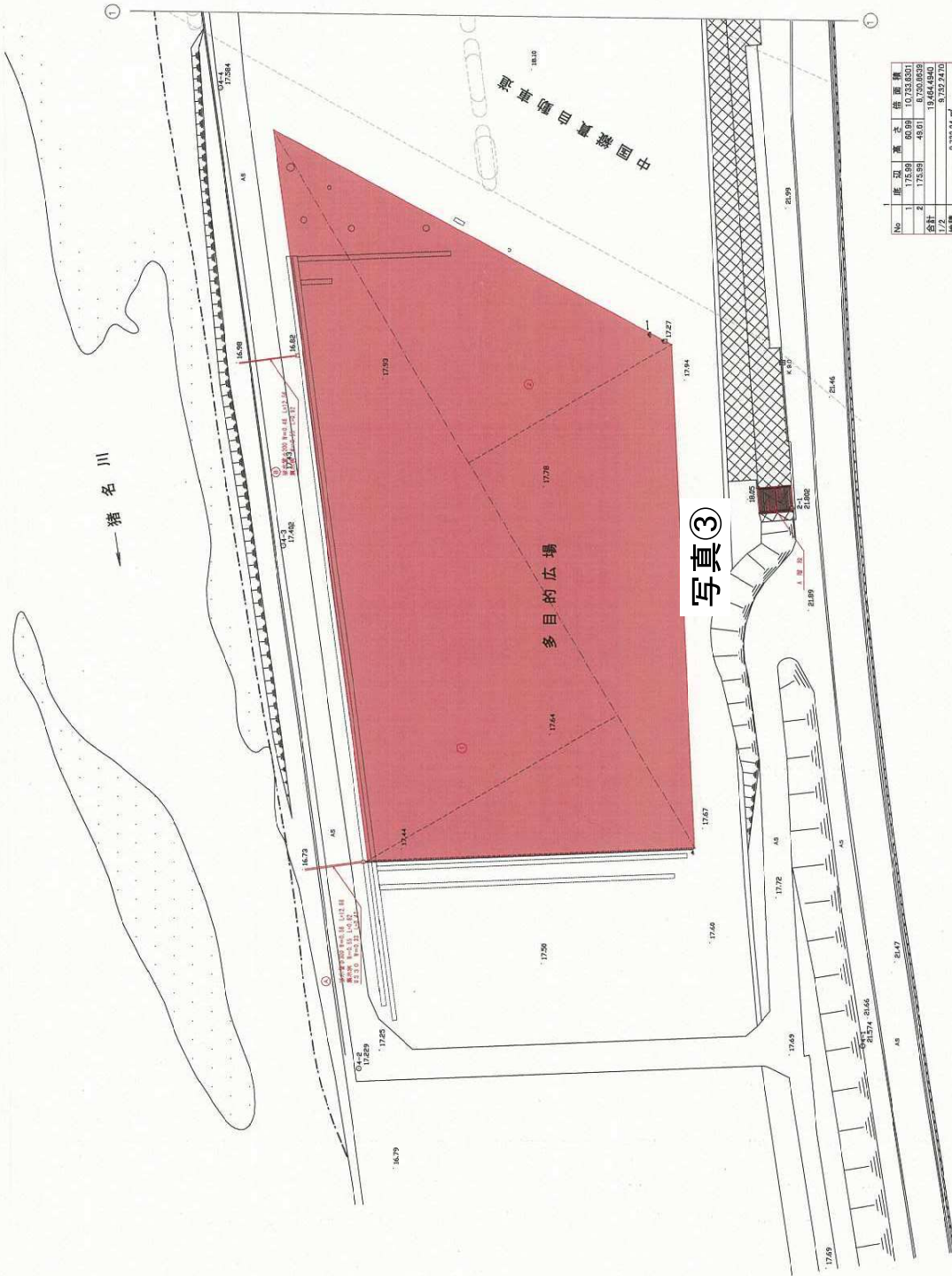
No.	区画	長さ	幅	面積
1	1	72.01	15.50	1,116.1500
2	2	72.01	15.50	1,116.1500
3	3	84.73	4.55	385.7155
合計				3,054.5205
1/2				1,527.2602

公 園 名	第204-2号 第11号地
図 面 番 号	4-3
図 面 名 称	古 州 区 城 水 新 園
縮 尺	1:500
作 成 日	平成28年9月



利用状況 写真

排水管				
名称	W	L	面 積	
C	0.50	17.45	8.7250	
	0.50	0.65	0.4225	
	0.32	101.55	32.4960	
D	0.50	9.68	5.4208	
E	0.50	7.53	4.2168	



写真③

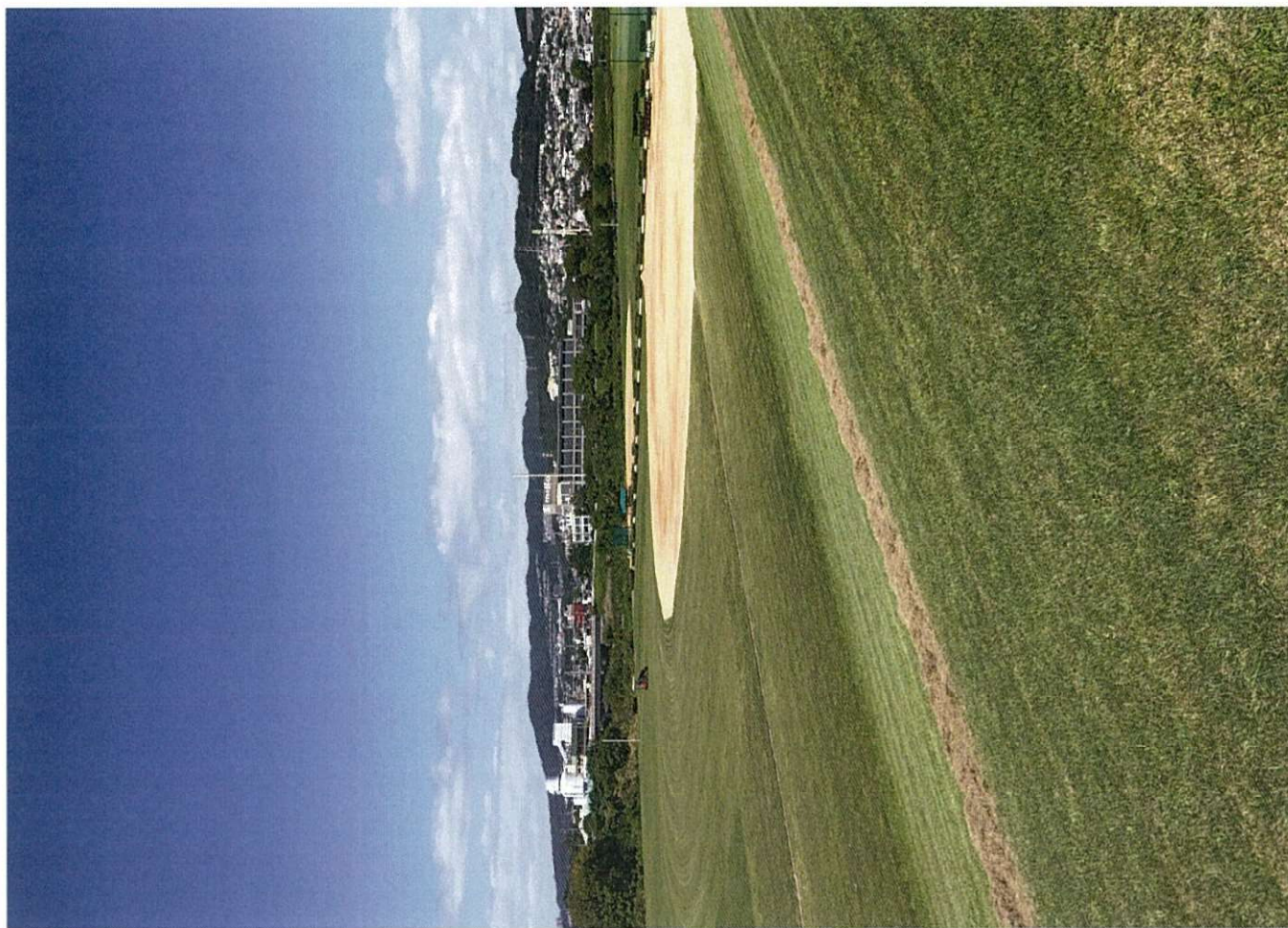
No	区画	長さ	幅	面積
1	1	175.80	80.60	10,750.800
2	2	175.80	48.01	8,750.800
合計				19,501.600
1/2				9,750.800
面積				9,750.800

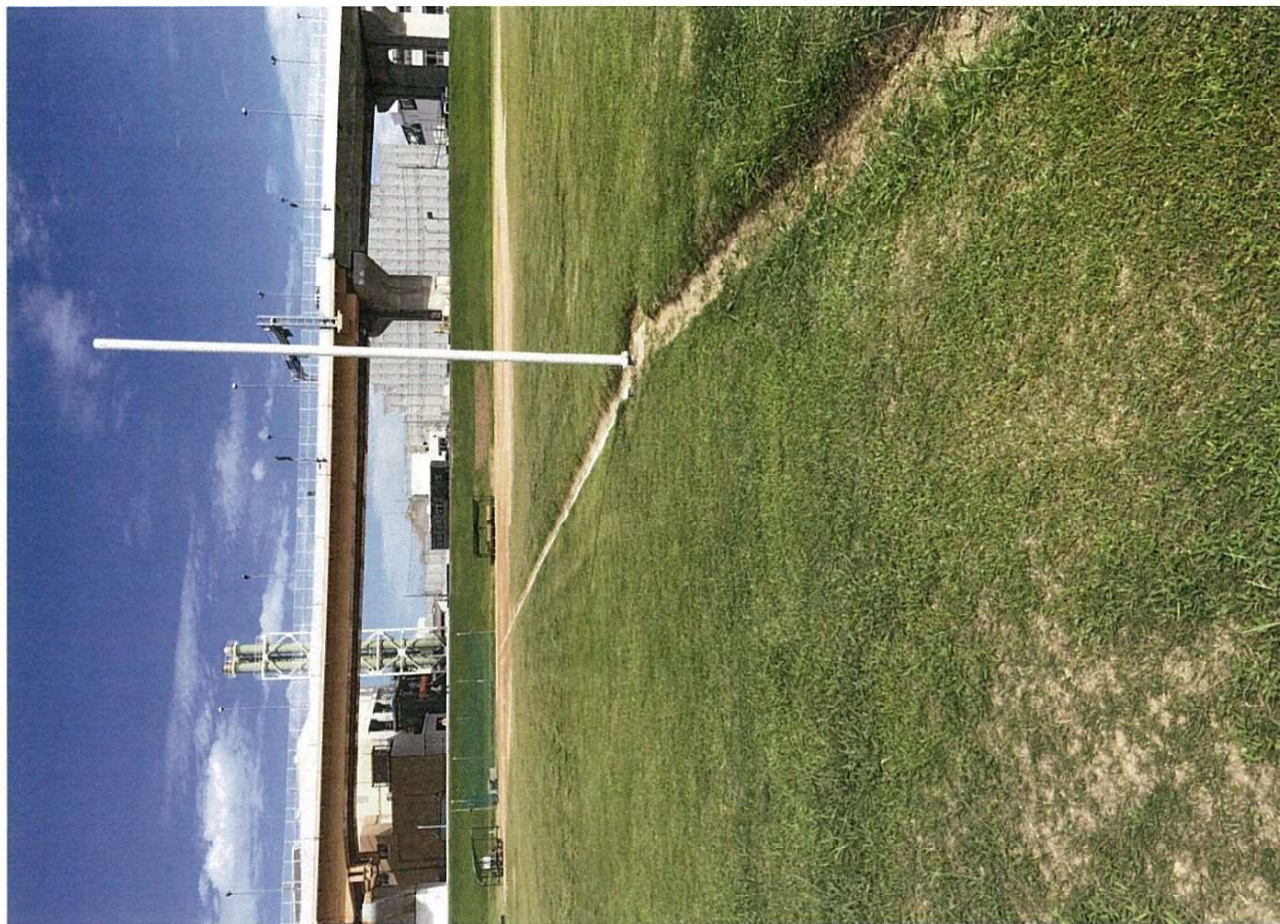
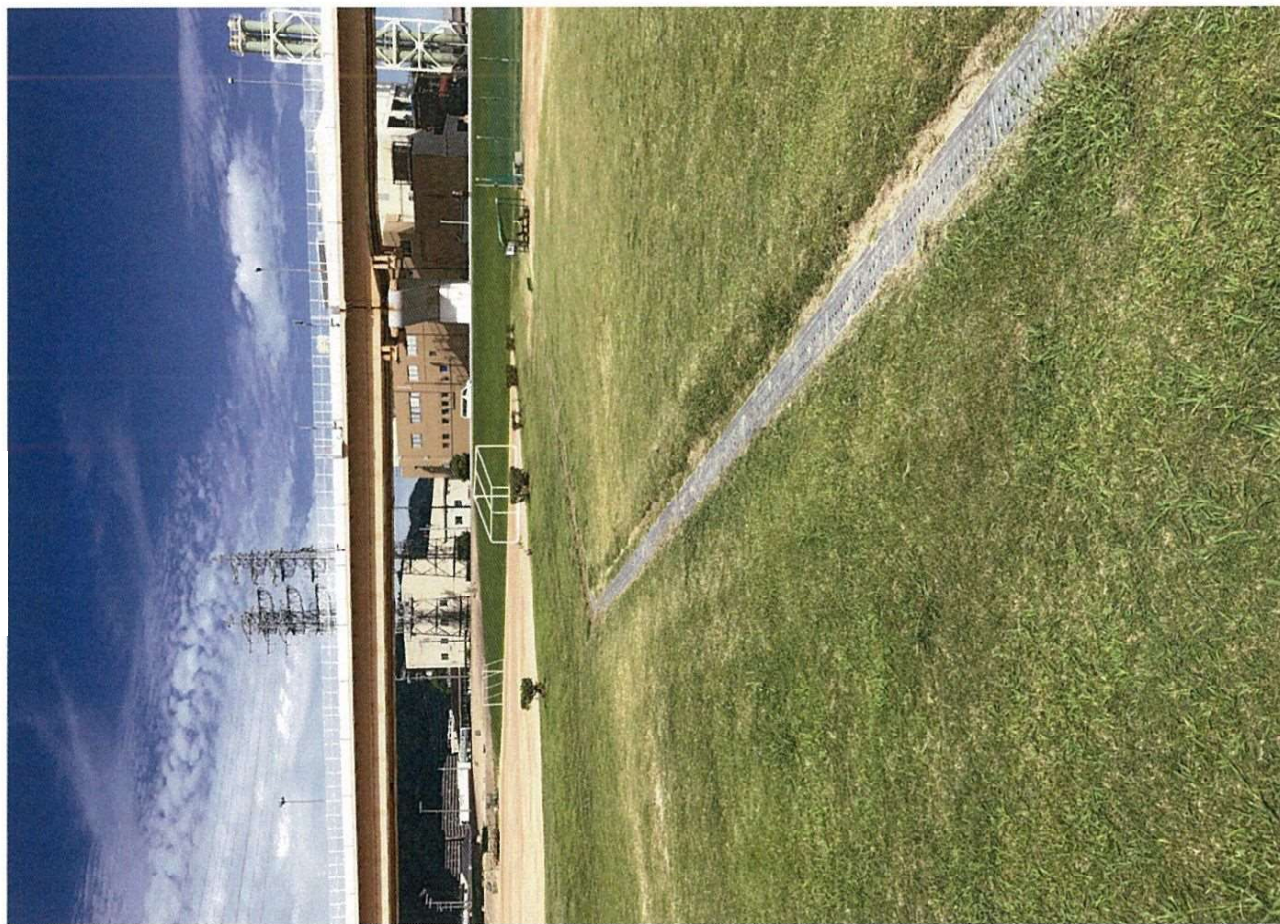
No	区画	長さ	幅	面積
1	1	175.80	48.01	8,750.800
2	2	175.80	48.01	8,750.800
合計				17,501.600
1/2				8,750.800
面積				8,750.800

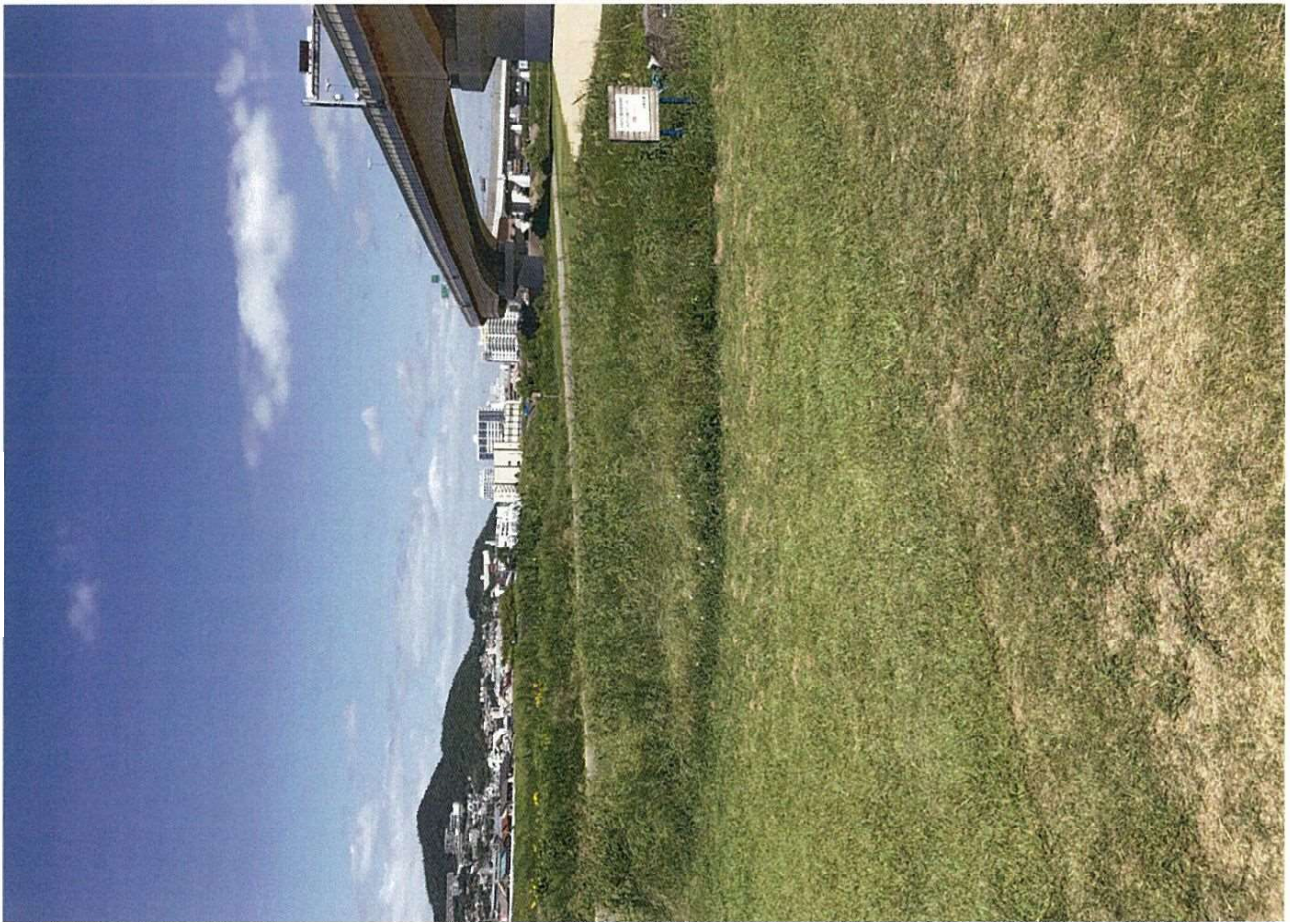
名称	長さ	幅	面積
A	0.50	12.68	7.100
B	0.50	0.80	0.400
合計			7.500
1/2			3.750
面積			3.750

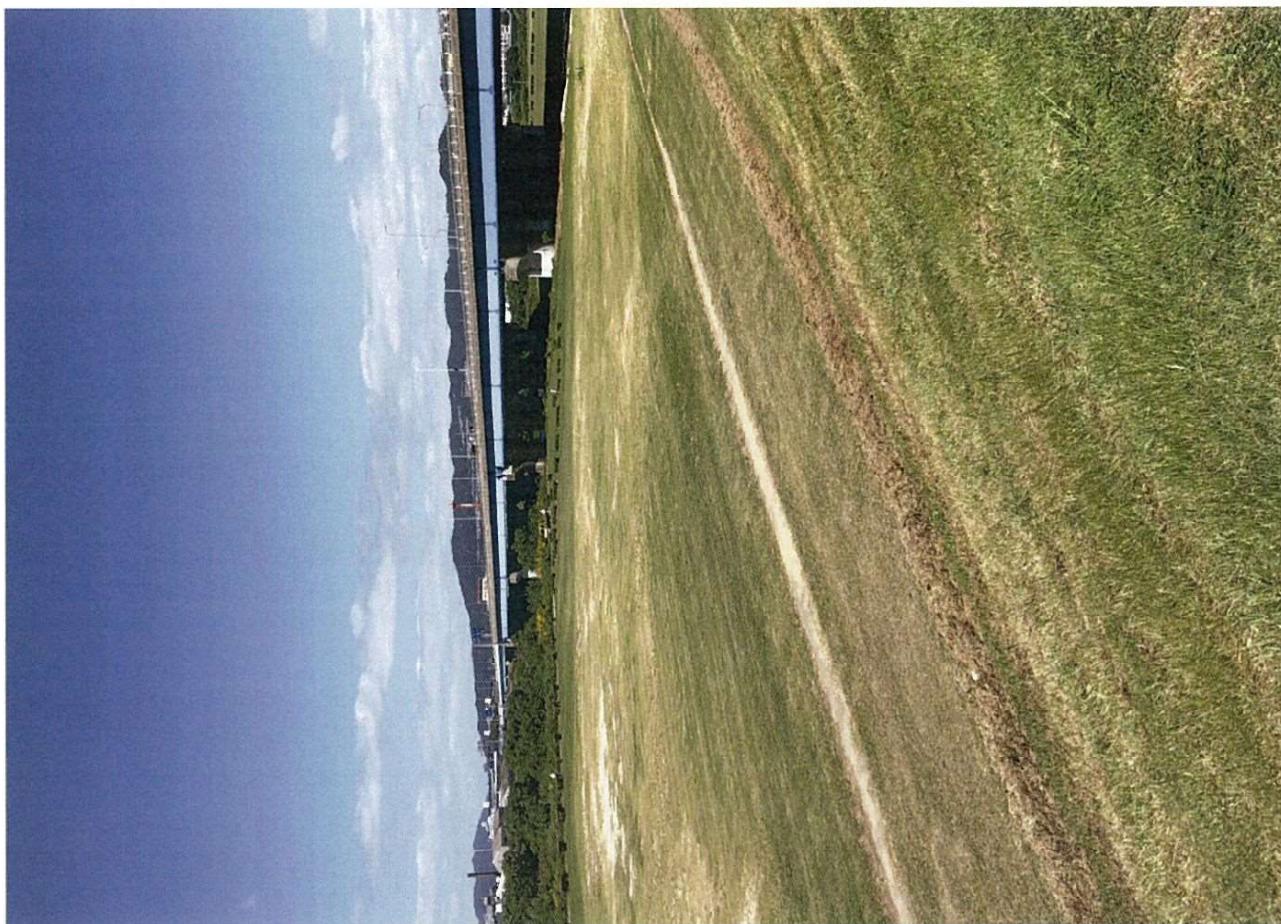
公園名	第204-2号 猪名川緑地
図面番号	4-1
図面名称	占用区域水保図
縮尺	1:500
作成日	平成29年3月

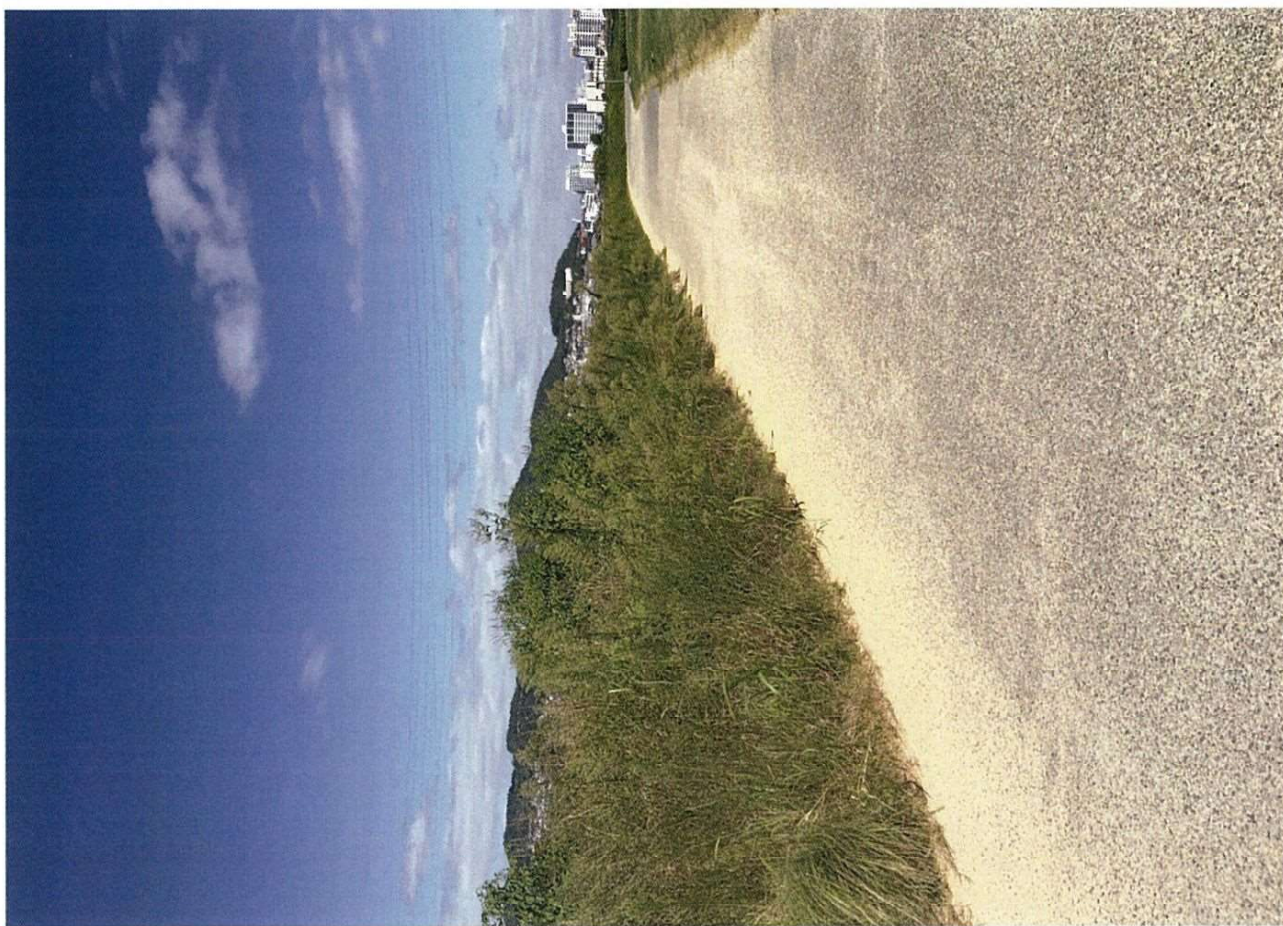
利用状況 令和元年9月末時点











取組状況報告書 猪名川緑地(池田市) 【中間報告時】

番号	前回委員会の意見 (H28年度第2回)	許可時の市の回答 (H29年3月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	今後、施設を設置する際は自然や河川利用に配慮した工法を検討すること。	排水設備等の構造物を設置する際は、自然に配慮した素掘り等の構造物を採用するよう努めます。	新たに構造物の設置は行っていないが、設置する場合は自然や河川利用に配慮した工法を検討する。		
2	花壇を野生群落再生の場所として活用すること。	『ダイハツ工業株式会社』と『大阪府立園芸高校』の両者より花壇の活用用の申し出があったため、今後は本市が指導・監督しつつ両者と協働で当該花壇を活用してまいります。	現在も両者が花壇の利活用を行っており、本市の都市緑化植物園と協働し、花壇管理に努めております。		
3	南多目的広場の跡地について、引き続き自然に配慮した利用を検討すること。	今後、南多目的広場はグラウンドとして整備は行いません。自然広場の位置づけになります。	現在も自然広場として利用者に開放しております。		
4	グラウンド利用者が低水敷を運動グラウンドとして使用することのないよう、配慮していただきたい。	出初め式等の行事の為、低水敷の草刈を行う際は、最低限の範囲にするよう努めます。当該箇所が草刈後、運動グラウンドとして利用されないよう、注意喚起及び監視を行います。	出初め式等に伴う草刈は最小限の範囲でおこなっており、指定管理者の職員により、巡視もおこなっております。		

河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	除草作業を定期的に実施しており、外来種についても発生見次第除去している。	○	引き続き除草作業時等外来種対策に取り組みたい。	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	グラウンド外野部分の草地で確保されている。	△	グラウンドの外野部分の草地等で一部確保されている。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない ー: 該当する工作物がない	○	グラウンド舗装は土舗装により対応している。	○	舗装部分は撤去されている。	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	△	近年、台風や豪雨によりグラウンドの冠水が多く設置箇所を検討に留まっている。	△	設置を具体的に進められたい。	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	自然観察会を毎年実施している。	○	自然観察会が実施されている。	
生物多様性の保全・再								

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1 利用者が川とふれあえ(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○：川とふれあえ施設である △：どちらともいえない ×：川とふれあえ施設ではない	△	猪名川と管理用通路を挟んで隣接している。	△	運動施設であっても、河川内にあることを活かした工夫をすることを検討されたい。	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○：把握している △：ある程度の推定はできる ×：把握していない	○	指定管理者から毎月、利用状況の報告により把握している。	○	利用者数の把握がされている。	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○：定めている △：定めているが不十分 ×：定めていない	○	利用の手引きを作成している。	○	利用の手引きが作成されている。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○：明示している △：一部明示している ×：明示していない	○	利用の手引きを配布し、啓発看板を設置している。	○	利用の手引きが配布されている。	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○：排他・独占的な利用はない △：どちらともいえない、不明 ×：排他・独占的な利用がある	○	予約抽選システムを活用している。	○	予約抽選システムにより公平性が確保されている。	
駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○：十分配慮している △：配慮しているが不十分 ×：配慮が全く不足している、無配慮 一：駐車場はない	○	臨時駐車場を確保し、利用団体には車両管理を指導している。また、利用が多い際はガードマンを配置し対応している。	○	利用者への指導や交通整理が行われている。	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○：十分検討している △：検討しているが不十分、現在検討中 ×：検討が全く不足している、未検討 一：設置の要望や計画がない	—		—		

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の <u>管理体制</u> を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	条例規則に明記している。	○	指定管理者が指定され、常駐して管理されている。	
		施設の <u>管理計画</u> は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	指定管理者より事業計画書が提出され、審査している。 また、修繕を要する箇所が生じれば、指定管理者により速やか改善を行う。	△	ベンチ裏側や天端肩等、占用区域外である堤防のり面の踏み荒らし等占用区域の利用に伴う対応が不明。	
	不法占用 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物を持ち込まないよう、 <u>適正に管理</u> しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	指定管理者の職員により巡視をおこなっている。	○	適正に管理されている。	

許 可 書

住所
氏名 池田市

平成29年3月17日付け池農緑発第270号で申請のあった土地の占用及び工作物の改築（猪名川緑地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 5月10日

近畿地方整備局長

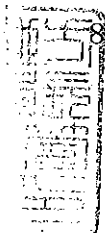


（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式 3 - 1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 河 川 の 名 称 | 淀川水系 猪名川 |
| 2 | 目 的 | 公園（猪名川緑地） |
| 3 | 場 所 | 池田市神田4丁目1073番地先から
池田市桃園1丁目1277番2地先まで
(左岸8.8k+50m~10.2k+50m) |
| 4 | 工作物の名称
又 は 種 類 | 猪名川緑地 |
| 5 | 工作物の構造
又 は 能 力 | 別紙のとおり |
| 6 | 工 期 | _____ |
| 7 | 占 用 面 積 | 130,329.78㎡ |
| 8 | 占 用 期 間 | 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで |



9 許可の条件

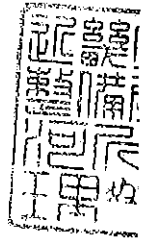
- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが事実となった日に行うこと。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講ずること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- (8) 占用料は、別途大阪府知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出る。こと。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必

要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物

は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る猪名川緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



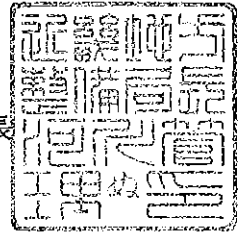
別紙

種 別	施 設 内 容	数 量	備 考
園路	園路	0m	今回変更
	歩車道境界ブロック	0m	今回変更
広場	児童遊園地	1箇所	
	遊具施設 すべり台	1基	可搬式
	スイング	2基	"
	クライム	2基	"
運動施設	低鉄棒	1基	"
	芝生自由広場	1箇所	
	ダッグアウト	1基	可搬式
	少年野球場	2箇所	
	バックネット	2基	可搬式
	ファールボール	4本	"
	ダッグアウト	4基	"
	一般野球場	3箇所	
	バックネット	3基	可搬式
	ファールボール	6本	"
	ダッグアウト	6基	"
	ソフトボール場	3箇所	
	バックネット	3基	可搬式
	ファールボール	2本	"
	ダッグアウト	6基	"
	サッカー場	1箇所	
	サッカーゴール	4基	可搬式
	ダッグアウト	1基	"
	多目的広場	2箇所	
	250mトラック	1箇所	
便益施設	バスケットコート	2箇所	
	バスケットゴール	2基	可搬式
	ゲートボールコート	4箇所	
	レンガ縁石	252.0m	
	歩車道境界ブロック	806.2m	今回変更
	ダッグアウト	2基	可搬式
	サッカーゴール	6基	"
	便所	7基	可搬式
	水飲み・手洗い(水道栓)	9箇所	
	水道管(φ20mm)	274.0m	
休養施設	水道管(φ30mm)	980.0m	
	水道管(φ75mm)	49.0m	
	ベンチ	90脚	可搬式
	階段	9箇所	
管理施設	注意書	23枚	
	道具置	8個	
	U字溝トラフ	1,500.7m	
	集水枳	40箇所	
	排水管	952.0m	
	くずかご	19個	可搬式
	観覧席	5箇所	
	坂路(アスファルト舗装)	2箇所	
	記念花壇	2箇所	
	レンガ縁石	116.1m	
	記念碑	1基	
	看板	2基	
交通安全施設	道路反射鏡	1基	

28国近整猪占調河占第157号
平成29年5月10日

大阪府知事 殿

近畿地方整備局長



河川法第24条の許可について（通知）

池田市から申請のあった標記について、別紙許可書のとおり
許可したので、河川法第32条第4項の規定により通知する。